

令和2年 清里町農業委員会第11回議事録

清里町農業委員会第11回総会議事録の縦覧について

1. 開催年月日 令和 2 年 11 月 26 日 (木)

2. 開催場所 清里町役場 3階各種委員会室

3. 開会・休憩・閉会時刻

◆ 開会時刻 13 時 30 分

◆ 閉会時刻 15 時 30 分

4. 出席委員は、次のとおりである。

議席	氏 名	議席	氏 名
1	青 野 徹	9	岩 井 清 郎
2	柳 谷 克 彦	10	島 田 慎 司
3	早 川 秀 和	11	河 西 富 士 夫
4	鈴 木 良 則	12	太 田 智 美
5	佐 藤 均	13	岡 本 勝 弘
6	新 井 大 介	14	森 本 宏
7	垂 石 義 秋		

5. 欠席委員は、次のとおりである。

8番 五味 定信

6. 遅刻委員は、次のとおりである。

無 し

7. 早退委員は、次のとおりである。

無 し

8. 出席した事務局員は、次のとおりである。

職 名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	河合 雄司	事務局次長	横畠 敏樹

9. 会議に付した事件

議 案 番 号	件名
議 案 第 26 号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 27 号	農地売買支援事業による買入協議の要請について
議 案 第 28 号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議事内容記録

議長

(あいさつ)

ただいまの出席委員数は、13名です。欠席通告のあった委員は五味委員です。

ただいまから、令和2年第11回農業委員会総会を開催します。

日程第1、会期の決定についてを議題とします。

本総会の会期は提案件数、議案等の内容から判断して、本日1日間といたしたいと思いますがご異議ありますか。

全員

(ありません)

議長

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第30条第2項の規定により

2番 柳谷委員、3番 早川委員を指名します。

日程第3、議案第26号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。1番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

1番（青野委員）

1番 1番について説明いたします。

本件は、11月10日に申し出があり、11月16日に右記載の調整委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人のうち

譲渡人は、●●●さん。

譲受人は、●●●さんであります。

土地の所在は、江南●●● ほか10筆。

地目は、公簿現況ともに畑で

台帳面積の合計は、22,284.00㎡です。

対価は、10a 当たり157,992円で、総額3,520,700円です。

(図面参照)

調査委員の意見としては

本申請は、譲渡人の離農に伴う売買及び譲受人の農作業の効率化を図るための売買であり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件のすべてを満たすと考えます。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

2番について調査委員の岡本委員に一括して説明を求めます。

13番（岡本  
委員）

13番 2番について説明いたします。

本件は11月10日に申し出があり、11月16日に  
申請人、右記載の調整委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人のうち

貸主は、●●●さん

借主は、●●●さんであります。

なお、貸主である●●●さんは農業委員に委任され、欠席でした。

土地の所在は、向陽●●● 他8筆

地目は、公簿・現況ともに畑で

台帳面積の合計は100, 803. 75㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権

借賃は10 a 当り8, 055円で、

年額 812, 000円です。

権利の期間は、

令和2年11月27日から、令和12年11月26日までの、10年間で

当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては

本申請は、新規の利用権の設定で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件のす  
べてを満たすと考えます。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

関連がございますので3番から5番までについて調査委員の岡本委員に一括して説明を求めま  
す。

13番 (岡本  
委員)

13番 3番から5番について一括して説明いたします。

本件は11月10日に申し出があり、11月16日に  
右記載の調整委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人のうち  
貸主は、3番から5番まで全て●●●さんであります。

3番から説明いたします。  
借主は●●●さんであります。  
土地の所在は、向陽●●● 他3筆  
地目は、公簿、現況ともに畑で  
台帳面積の合計は37,685.00㎡であります。(図面参照)

権利の種類は賃借権  
借賃は向陽●●●が10a当り11,000円、その他が10a当り10,000円  
合計年額が397,740円です。

続きまして、4番について説明いたします。

借主は、●●●さんであります。

土地の所在は、向陽●●● 他2筆  
地目は、公簿・現況ともに畑で  
台帳面積の合計は19,000.00㎡であります。(図面参照)

権利の種類は賃借権  
借賃は10a当り9,000円で  
合計年額が171,000円です。

続きまして、5番について説明いたします。

借主は、●●●さんであります。

土地の所在は、水元町●●● 他7筆  
地目は、向陽●●●の公簿が原野、その他は公簿・現況ともに畑で  
台帳面積の合計は61,305.00㎡であります。(図面参照)

権利の種類は賃借権  
借賃は水元町地区が10a当り10,000円、向陽地区が10a当り11,000円  
合計年額が626,070円です。

3番から5番までの権利の期間は、  
令和2年11月27日から、令和12年11月26日までの、10年間で  
当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては  
本申請は、新規の利用権の設定で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件のす  
べてを満たすと考えます。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑(異議)なし

議長

関連がございますので6番から8番までについて調査委員の青野委員に一括して説明を求めま  
す。

1番（青野  
委員）

1番 6番から8番について一括して説明いたします。

3件は11月10日に申し出があり、11月16日に  
右記載の調整委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人のうち  
貸主は、6番から8番まで全て●●●さんであります。

6番について説明いたします。  
借主は●●●さんであります。  
土地の所在は、江南●●● 他10筆  
地目は、江南●●●の公簿が雑種地、その他は公簿、現況ともに畑で  
台帳面積の合計は47,454.65㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権  
借賃は10 a 当り9,000円で実測面積43,131.00㎡により  
年額が388,170円です。

続きまして、7番について説明いたします。

借主は、●●●さんであります。

土地の所在は、江南●●● 他4筆  
地目は、公簿・現況ともに畑で  
台帳面積の合計は14,371.00㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権  
借賃は江南●●●から●●●までが10 a 当り9,000円で  
●●●が10 a 当り6,500円。実測面積14,154.00㎡により  
合計年額が119,150円です。

続きまして、8番について説明いたします。

借主は、●●●さんであります。

土地の所在は、江南●●● 他9筆  
地目は、江南●●●の公簿が雑種地、その他は公簿・現況ともに畑で  
台帳面積の合計は44,202.00㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権  
借賃は10 a 当り6,500円で、実測面積31,731.00㎡により  
年額206,250円です。

6番から8番までの権利の期間は、  
令和2年11月27日から、令和12年11月26日までの、10年間で  
当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては  
本申請は、新規の利用権の設定で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件のす  
べてを満たすと考えます。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

9番について調査委員の早川委員に説明を求めます。

3番（早川  
委員）

3番 9番について説明いたします。

3番（早川  
委員）

本件は11月10日に申し出があり、11月17日に  
右記載の調整委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人のうち  
貸主は、●●●さん  
借主は、●●●さんであります。

土地の所在は、上斜里●●● 他2筆  
地目は、公簿・現況ともに畑で  
台帳面積の合計は62,165.99㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権  
借賃は10 a 当り15,000円で、台帳面積62,165.99㎡により  
年額932,480円です。

権利の期間は、  
令和2年11月27日から、令和12年11月26日までの、10年間で  
当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては  
本申請は、新規の利用権の設定で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件のす  
べてを満たすと考えます。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

10番について調査委員の島田委員に説明を求めます。

10番（島田  
委員）

10番 10番について説明いたします。

本件は11月10日に申し出があり、11月16日に  
右記載の調整委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人のうち  
貸主は、●●●さん  
借主は、●●●さんであります。

土地の所在は、江南●●● 他17筆  
地目は、江南●●●から●●●までの公簿が宅地、その他が公簿・現況ともに畑で  
台帳面積の合計は91,464.28㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権  
借賃は10 a 当り10,000円で、台帳面積91,464.28㎡により  
年額914,640円です。

権利の期間は、  
令和2年11月27日から、令和12年11月26日までの、10年間で  
当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては  
本申請は、新規の利用権の設定で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件のす  
べてを満たすと考えます。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第26号は、討論を省略し、採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 (挙 手)

議長 挙手全員です。したがって、議案第26号は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第27号、農地売買支援事業による買入協議の要請についてを議題とします。1番について調査委員の新井委員に説明を求めます。

6番(新井委員) 6番 1番について説明いたします。

本件は、令和2年10月1日に申し出があり、11月16日、申請人、候補者、右記載の利用調整委員、事務局立会のもと、利用調整会議を開催しております。

申請人は、●●●さんです。  
なお、●●●さんは息子さんである●●●さんに委任されております。

土地の所在は、青葉●●● 他1筆で  
地目は、公簿・現況ともに畑で  
台帳面積の合計は35,790.00㎡であります。(図面参照)

今回、農地を売却するにあたりまして、協議の結果、  
本件農地につきましては、受け手の選定に時間を要するため、現段階での売買が困難であることから、農業経営基盤強化促進法第16条第2項に基づき、農地中間管理機構への買入協議を要請してまいりたいと考えます。

なお、参考までに本件に係る利用調整内容についてご説明します。

譲受予定者、●●●さん  
売買価格合計 6,986,000円  
台帳 反当り 195,216円

となっております。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑(異議)なし

議長 2番について調査委員の鈴木委員に説明を求めます。



4番（鈴木  
委員）

4番 2番について説明いたします。

本件は、令和2年10月20日に申し出があり、  
11月16日、申請人、候補者、右記載の利用調整委員、事務局立会のもと、  
利用調整会議を開催しております。

申請人は、●●●さんです。

土地の所在は、神威●●● 他2筆で  
地目は、公簿・現況ともに畑で  
台帳面積の合計は41,815.00㎡であります。（図面参照）

今回、農地を売却するにあたりまして、協議の結果、  
本件農地につきましては、受け手の選定に時間を要するため、現段階での売買が困難であるこ  
とから、農業経営基盤強化促進法第16条第2項に基づき、農地中間管理機構への買入協議を要請  
してまいりたいと考えます。

なお、参考までに本件に係る利用調整内容についてご説明します。

譲受予定者、●●●さん  
売買価格合計 12,878,000円  
台帳 反当り ①の農地が309,018円  
②の農地が306,862円  
となっております。

以上、審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第27号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

（挙 手）

議長

挙手全員です。したがって、議案第27号は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
についてを議題とします。1番について調査委員の早川委員に説明を求めます。

3番（早川  
委員）

3番 1番について説明いたします。

3番（早川委員） 本件は北海道農業公社による農地保有合理化事業により ●●●さん所有地を平成25年2月に買入が行われ、10年間の賃貸借契約を締結しておりましたが、本年度、借受人の早期買取り要望により売渡するものです。

申請人は、  
譲渡人 ●●●さん。  
譲受人 ●●●さんです。  
土地の所在は 上斜里●●● 1筆で  
地目は、公簿・現況ともに畑で  
台帳面積の合計は49,454.00㎡です。（図面参照）

権利の移転時期は令和2年11月27日  
対価は、18,790,000円  
支払時期は、令和3年3月19日です。

譲受人については農業者としての資質、経験を十分備えており、  
今後も安定した農業経営が望めます。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積による  
適格要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。

以上、審議について宜しく申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 2番について調査委員の鈴木委員に説明を求めます。

4番（鈴木委員） 4番 2番について説明いたします。

本件は北海道農業公社による農地保有合理化事業により ●●●さん所有地を平成30年7月に買入が行われ、5年間の賃貸借契約を締結しておりましたが、本年度、借受人の早期買取り要望により売渡するものです。

申請人は、  
譲渡人 ●●●さん。  
譲受人 ●●●さんです。  
土地の所在は 神威●●● 他3筆で  
地目は、公簿・現況ともに畑で  
台帳面積の合計は44,238.00㎡です。（図面参照）

権利の移転時期は令和2年11月27日  
対価は、13,163,000円  
支払時期は、令和3年3月26日です。

譲受人については農業者としての資質、経験を十分備えており、  
今後も安定した農業経営が望めます。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積による  
適格要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。

以上、審議について宜しく申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 3番について調査委員の島田委員に説明を求めます。

10番（島田委員） 10番 3番について説明いたします。

10番（島田委員）	<p>本件は、令和2年10月27日に申し出があり、11月16日、申請人、右記載の調査委員、事務局にて、利用調整会議を開催しております。</p> <p>申請人のうち 貸主は、●●●さんです。 借主は、●●●さんです。</p> <p>土地の所在は、向陽●●● 他51筆で 地目は、公簿は畑と一部雑種地、原野となっており、現況は全て畑で 台帳面積の合計は409,080.01㎡であります。（図面参照）</p> <p>権利の種類は使用貸借権 借賃は無償です。</p> <p>権利の期間は、 令和2年11月27日から、令和12年11月26日までの、10年間で 当事者間の法律関係は使用貸借です。</p> <p>今回は、親子間の経営移譲による新規の利用権の設定であり、 借主については農業者としての資質、経験を十分備えており、 今後も安定した農業経営が望めます。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積による 適格要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。</p> <p>以上、審議について宜しく申し上げます。</p>
議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし
議長	4番について調査委員の岩井委員に説明を求めます。
9番（岩井委員）	<p>9番 4番について説明いたします。</p> <p>本件は令和2年10月29日に申し出があり、令和2年11月10日に右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。</p> <p>申請人のうち 貸主は、●●●さんであります。 借主は、●●●さんであります。</p> <p>土地の所在は、上斜里●●● ほか7筆 地目は、公簿・現況ともに畑で 台帳面積の合計は100,484.00㎡です。（図面参照）</p> <p>権利の種類は使用貸借権、借賃は無償です。</p> <p>権利の期間は、令和2年11月27日から、令和12年11月26日までの、10年間で当事者間の法律関係は使用貸借権です。</p> <p>今回は、利用権の期間満了に伴う継続更新であり 借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、 今後も安定した農業経営が望めます。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も 満たしていることから、本調整については適切と考えます。</p> <p>審議について、宜しくお願い致します。</p>
議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし
議長	5番について調査委員の柳谷委員に説明を求めます。

2番（柳谷  
委員）

2番 5番について説明します。

本件は令和2年10月21日に申し出があり、令和2年11月10日に右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人のうち

貸主は、●●●さんであります。

借主は、●●●さんであります。

土地の所在は、上斜里●●● ほか26筆

地目は、公簿・現況ともに畑で

台帳面積の合計は238,765.00㎡です。（図面参照）

権利の種類は使用貸借権、借賃は無償

権利の期間は、令和2年11月27日から、令和12年11月26日までの、10年間で当事者間の法律関係は使用貸借です。

今回は、利用権の期間満了に伴う継続更新であり

借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、

今後も安定した農業経営が望まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も

満たしていることから、本調整については適切と考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

6番について調査委員の垂石委員に説明を求めます。

7番（垂石  
委員）

7番 6番について説明します。

本件は令和2年10月30日に申し出があり、令和2年11月16日に右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人のうち

貸主は、●●●さんであります。

借主は、●●●さんであります。

土地の所在は、川向●●● ほか33筆

地目は、公簿・現況ともに畑で

台帳面積の合計は202,227.37㎡です。（図面参照）

権利の種類は使用貸借権、借賃は無償

権利の期間は、令和2年11月27日から、令和12年11月26日までの、10年間で当事者間の法律関係は使用貸借です。

今回は、利用権の期間満了に伴う継続更新であり

借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、

今後も安定した農業経営が望まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も

満たしていることから、本調整については適切と考えます。

審議について、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長	関連がありますので、7番から9番について調査委員の青野委員に一括して説明を求めます。
1番（青野委員）	<p>1番 7番から9番について一括して説明いたします。</p> <p>3件は10月21日に申し出があり、11月16日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。</p> <p>申請人のうち 貸主は、7番から9番まで全て●●●さんであります。</p> <p>7番について説明いたします。 借主は●●●さんであります。 土地の所在は、江南●●● 1筆 地目は、公簿、現況ともに畑で 台帳面積の合計は49,211.00㎡であります。（図面参照）</p> <p>権利の種類は賃借権 借賃は10 a 当り10,000円で実測面積46,113.00㎡により 年額が461,100円です。</p> <p>続きまして、8番について説明いたします。</p> <p>借主は、●●●さんであります。</p> <p>土地の所在は、江南●●● 1筆 地目は、公簿・現況ともに畑で 台帳面積の合計は27,304.00㎡であります。（図面参照）</p> <p>権利の種類は賃借権 借賃は10 a 当り6,000円で実測面積27,304.00㎡より 年額が163,800円です。</p>
1番（青野委員）	<p>続きまして、9番について説明いたします。</p> <p>借主は、●●●さんであります。 借主である●●●さんは息子さんである●●●さんに委任され欠席でした。</p> <p>土地の所在は、江南●●● 他3筆 地目は、公簿・現況ともに畑で 台帳面積の合計は15,131.00㎡であります。（図面参照）</p> <p>権利の種類は賃借権 借賃は10 a 当り5,000円で、実測面積15,131㎡により 年額75,600円です。</p> <p>6番から8番までの権利の期間は、 令和2年11月27日から、令和12年11月26日までの、10年間で 当事者間の法律関係は賃貸借です。</p> <p>3件とも、新規の利用権の設定で、借主については、農業者としての資質、経験なども十分備えており、今後も安定した農業経営が望まれます。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適格要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。</p> <p>以上、審議について、宜しくお願い致します。</p>
議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第28号は、討論を省略し、採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。  
全員 (挙 手)  
議長 挙手全員です。したがって、議案第28号は、原案のとおり決定されました。  
本総会に付された案件は全て終了しました。これで本日の総会を終了します。

上記議事録は事務局長 河合 雄司 の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和2年12月11日

会 長 森本 宏  
署名委員 柳谷 克彦  
署名委員 早川 秀和